

平成三年度一橋大学法学部講演会

国際社会と国際裁判

私が国際法を志すようになって、わが師、先輩として敬愛する大平善悟先生、皆川洗先生が講壇に立たれたこの一橋大学のお招きを受けて講演の機会を与えられたことを光栄と存じ、深く喜びと致します。

与えられました短い時間の間に、国際司法裁判所の現状とその国際社会に果たす役割について触れて見たいと思います。私がオランダのハーグに位置する国際司法裁判所の裁判官に選出されてから既に一六年が過ぎようとしています。この長い経験を踏まえれば、こ

講師 小 田 滋

のような大問題を取り上げることにも不遜の誇りを受けるのを免れるかと思つたからに他なりません。なおまた、諸君は桑原教授、大谷教授の講義を通じて国連の主要司法機関と位置付けられる国際司法裁判所の何であるかを学ばれた上でであることを前提と致します。

I

まず、国際司法裁判所の現状から始めましょう。私がハーグに赴任した一九七六年当時との大きな違いを

挙げなければなりません。その当時、裁判所に係属中の事件は一つもありませんでした。私個人について申せば、就任した一九七六年からはじめの三年間というもの、最初の就任宣誓式を除いては一度も法服を着る機会はありませんでした。

それより六年前の一九七〇年四月のアメリカ国際法学会年次大会では当時国務長官であったロジャースが「法の支配と国際紛争の解決」という講演で、「瀕死の状態にある国際司法裁判所」という言葉をつかい、国際司法裁判所に活を入れなければいけないと言っております。当時もまた一件の係属事件もない時でした。ベルギーとスペインの間で争われたバルセロナ輸送・電気・動力会社事件が一九七〇年二月五日の判決で解決を見てから——因に田中耕太郎裁判官はこの日をもって九年の任期を終えて退官されました——一九七一年八月にインドがバキスタンを訴えたICAO理事会の管轄に対する申し立て事件まで、一年半にわたって裁判所は全くの開店休業でありました。こうした状況において国連総会は一九七〇年、「国際司法裁判所の

役割の再検討」という議題を掲げ、四年後、一九七四年にはその決議によって、国際司法裁判所の義務的管轄権の受諾、それぞれの条約への国際司法裁判所管轄受諾条項の挿入、小法廷の利用促進を各国に訴え、また国連の諸機関の勧告的意見申請の活用を呼びかけました。

もっとも、この間、散発的には事件があります。一九七二年には、イギリスと西ドイツがアイスランドの五〇海里漁業水域の主張に対して訴えを起こした漁業管轄事件、それにオーストラリアとニュージーランドが南太平洋におけるフランスの核実験についてフランスを訴えた事件がありました。しかし、一九七四年一月二〇日における核実験事件の判決を最後に裁判所は再び休眠状態に入りました。

私の国際司法裁判所就任はそれから一年余り後の一九七六年二月ですが、その半年後の一九七六年八月になって、トルコがエーゲ海北東部の大陸棚石油探査の許可を与えたことに絡んでギリシャがトルコを訴えたエーゲ海大陸棚事件が裁判所にとっては一年八ヵ月振

りの久々の事件でありました。私個人のことを申せば、それより先、トルコの諮問に与かっていました関係でこのエーゲ海大陸棚事件を回避しました。国内の裁判でも見られる裁判官回避の一例であります。

このようにして、一九六〇年代の終わりから一九七〇年代にかけて国際司法裁判所が利用されることはむしろ稀でした。税金泥棒とまでは言われませんが、国連から給与を受けている私ども一五名の裁判官はいささか片身の狭い思いをしたものです。当時私は「国際司法裁判所裁判官「消防士論」を唱え、火事のない時の消防士と同じに、紛争解決の裁判官が暇なのは、結構なことではないかなどと申しましたが、現実には国際紛争が続発していたにもかかわらず、裁判所が利用されるのが少ないのが事実であっただけに、火事がない場合の消防士とは全然事情が違うとして、余り説得力のある私の議論ではなかったようです。

一九七八年二月にチュニジアとリビヤが共同で提訴した大陸棚境界事件が就任後二年にして初めての事件になったわけです。一九八二年にリビヤの勝訴となり

ました。このチュニジアとリビヤの事件と似たようなものとして、一九八一年にはカナダとアメリカがメーソ湾の海の境界画定事件を裁判所にかけて小法廷での審理を求めました。これはどちらが勝ったとも言えませんが、一九八四年にはややアメリカに有利な判決が下されました。一九八二年にはリビヤとマルタの大陸棚境界事件が懸かります。リビヤに圧倒的に有利な判決は一九八五年のことです。またこうした大陸棚の境界あるいは海の境界画定の事件と前後して、大きな政治的インプリケーションを持った事件が懸かりました。

一九七九年にはテヘランにおけるアメリカ大使館員を人質にした事件をきっかけにアメリカがイランを訴えました。一九八〇年のアメリカ勝訴の判決はこの行為を国際法違反として人質の即時解放を求めました。しかし、イランは判決を履行せず、事件はその後一年アルジェリアの仲介で解決を見ました。国際司法裁判所の歴史のなかで判決が履行されなかった極めて特異の例になりました。一九八四年にはニカラグアが国内におけるアメリカが支援するコントラの内戦活動につい

てアメリカを訴えたニカラグアにおける軍事、准軍事行動の事件があります。一九八六年の判決はアメリカの行動が不干渉義務、武力行使の禁止義務、主権尊重義務に違反するものとしてニカラグア勝訴、アメリカの敗訴に終わりましたが、そのアメリカが判決には従いませんでした。こうした政治的意味合いをもつ事件に対する国際司法裁判所の関与、しかし、また、これまでに前例のほとんどなかった判決不履行が世界の注目を集めるようになりました。

これ以後、つまり一九八〇年代なかばになって国際司法裁判所の活況となります。あとでもまた申しますが、小法廷の活況も見逃せません。ブルキナファソとマリの国際紛争については一九八五年に、シシリー島におけるアメリカの電子機器の会社エレクトロニクス・シシリー会社のシシリー地方政府による強制収用、また、それにまつわる破産の問題をめぐってのアメリカのイタリー提訴については一九八七年に小法廷が設置されました。今日までにそれぞれ一九八六年一二月と一九八九年七月の判決で解決を見ております。また、

一九八七年に小法廷が設置されたエルサルヴァドルとホンジュラスの国境事件については現在審理がなお続行中で、今年の夏前には判決が下されると思います。

全員法廷に提訴されたものをここ数年について見てみましょう。一九八八年に北大西洋のデンマーク領グリーンランドとノルウェー領のヤンマイエン島の間の海の漁業水域および大陸棚の境界についてデンマークがノルウェーを訴えた事件、一九八九年にはベルシヤ湾上空でアメリカ巡洋艦がイラン航空機を撃墜して二九〇人の生命を奪った一九八八年の事件を理由としてイランがアメリカを訴えたイランのエアバス撃墜事件、オーストラリアの信託統治時代の燐鉱石開発後の国土リハビリテーションを怠ったとしてナウルがオーストラリアを訴えた事件、ギニアビサオがセネガルを訴えた沖合の海の境界をめぐる一九八九年の仲裁裁判所裁定の効力に関する事件、一九九〇年には北アフリカのリビアとチャドが共同して提訴した国境紛争、一九九一年にはポルトガルがオーストラリアを訴えた海の境界をめぐる東チモール事件、ギニアビサオが先の仲裁

裁定事件の結果を予見するような形で改めて両国沖合の海の境界についてセネガルを訴えた事件、デンマークが本土との間に建設を進めている橋桁六五メートルの橋が自国の高さ一二〇メートルにも及ぶ海底掘削船の運行の妨害になるとしてフィンランドがデンマークを訴えたデンマーク海峡の架橋をめぐる事件、ペルシヤ湾内カタールとバレーンの間のいくつかの島の領有ならびに海の境界についてカタールがバレーンを訴えた海の境界事件があります。

このうち、既に解決を見たのはギニアビサオ／セネガルの仲裁裁定の効力に関する事件について一九九一年一月に判決が下されただけで、フィンランドとデンマークの事件はフィンランドから提出された仮保全措置申請については却下の命令が出され、現在は本案の段階に入っています。ナウルの事件は一九九一年の一月に口頭弁論が終わって、判決待ちの状況です。こうして今や裁判所の事件簿には事件が目白押しに並んでおります。現在係属中の事件は一件を数えますが、これはこれまでの国際司法裁判所の歴史にはなか

ったことです。

II

もっとも、こうした事件の数から言えば、国内の裁判所との比較では物の数ではないかも知れません。しかし、例えば日本の最高裁判所における懸案数千件、数百件と比較されるかも知れません。しかし、国際司法裁判所の事件はその手続において際立っています。これについていくらか立ち入って話を進めて見ましょう。

もちろん、事件によって多くの違いはありますが、原則としては一五名の裁判官全員の法廷によって審理され、この全員が審理のすべての段階に参画します。ひとつの事件の準備のために、当事国は膨大な準備書面を用意します。主として当事国の外務省条約局が法務省の援助を得て準備にあたりますが、当事国が同時にあるいは交互に行う書面提出は二段階ないし三段階を必要とし、それぞれの段階に半年から一〇カ月を要します。事件の付託から準備書面提出の完了まで二年ほど、場合によっては三年近くがかかります。参考資

料を含めて一万ページを超えることも少なくはありませんが、せん。

それから、裁判官側での準備書面咀嚼のための数ヶ月の余裕があってから、口頭弁論が行われます。多くの場合、当事国は世界の著名な国際法学者を動員して弁護団を形成します。恐らく国際法を学んだ人なら名前に馴染みのある、ケンブリッジのパウエット、ローターバクト、オックスフォードのブラウンリー、ロンドンのヴァラット、バリのデュプイ、ヴェールなどなど、事件のたびに入れ替わり立ち代わり登場します。

いわばお雇い弁護人なのです。そうしてこの口頭弁論は少なくとも一〇回くらい、昨年のエルサルヴァドルとホンジュラスの事件ではちょうど五〇回を数えました。一回は中休みの一五分を入れて三時間が普通です。から、口頭弁論がいかに膨大なものになるかはお判り預けると思います。国際司法裁判所の事件は法律審でもあります。事実審であるわけです。従って口頭弁論のなかには事実認定をめぐる鑑定人や証人の尋問もありますし、弁護人たる国際法学者によって高度な国

際法理論の展開も行われます。

そうして、これも最高裁判所とは違う点ですが、口頭弁論が終わりますと、原則として一五名の裁判官は全員がそれぞれ個別に意見を書きます。そうして、国際司法裁判所にはひとりの調査官も法律秘書もおりません。すべてが各裁判官手作りのものです。各裁判官は各自徹底的に自分のリサーチを行います。各裁判官の意見——いわば一五通の判決原案が提出されますと、他の全裁判官の意見を研究した一五名の裁判官が合議に臨み、一通、一通に細かな検討を加え、徹底的な意見をとたかかわせた上で、多数の意見を代表すると思われる裁判官数名を起草委員に選んで判決作成に入ります。それから全員法廷の予備読会、第一読会、第二読会を重ねて最終の判決文が作成され、最後の表決に持ち込まれるのです。これに掛かりきりで三カ月は要します。これだけの手続を経ますと、およそ考え得るすべての理論が尽くすといっても過言ではありません。このようにして、一つの事件には実に膨大な精力と時間が費やされるのです。それを考える時に、現在、

国際司法裁判所が一〇件余りの事件を抱えていることの重大さはお判り頂けると思っています。

III

こうした最近の事件を見ますと北はヨーロッパのスカンディナヴィアから南はアフリカのセネガル、あるいは大洋州のオーストラリアまで、中米から湾岸まで、また、先進のアメリカから発展途上のアフリカのチャドやギニアビサオ、あるいは太平洋の人口六〇〇〇〇人のナウルまでを含みます。文字どおり国連の主要司法機関の役割を演じていることになりました。

そうして、裁判所を構成するのは世界の主要文明あるいは法体系を代表する一五名の国籍を異にする裁判官です。私ども一五名の裁判官は国連の総会と安全保障理事会の直接選挙で過半数の投票を得て選挙されて来ます。現在の裁判所はアジアは日本、中国、スリランカの三名、アフリカはアルジェリア、マダガスカル、ナイジェリアの三名、南アメリカではヴェネズエラとガイアナの二名、かつての東欧はロシアとポーランド

の二名、そうして、いわゆる西側が英、米、仏、イタリア、ノルウェーの五名、あわせて世界の一五名で構成されています。司法畑あるいは外交界出身者もおりますが、多くはすでに著名であった国際法学者たちです。

これらの裁判官が全知能を絞ったものを持ち寄って作成される判決は、私が申しますのは自画自賛のきらいはありますが、やはり内容的に世界の最高の水準をゆくものと申して差し支えないと思います。

しかし、実はこの判決は全員一致で下されることはむしろきわめて例外です。たとえば、大陸棚境界に関する判決として一時期を画したチュニジアとリビヤの事件は一〇対四で、三の反対意見と三の個別意見が付され、ニカラグアとアメリカのコントラをめぐる事件は一二対三で、三の反対と七の個別意見が付されました。一番最近の一九九一年一月のギニアビサオ対セネガルの仲裁裁定に関する事件でも、争点によっては一一対四の表決であり、判決には三の反対意見、四の個別意見、それに二の宣言が付されています。こうし

たことも最高裁判所の判決とは異なる点だと思えます。この国際司法裁判所における少数意見の問題はやや複雑です。これだけ多くの裁判官が——それが判決の結論に反対であれ、賛成であれ——判決と意見を異にするということは、判決の質を高めるといふ側面と、判決の権威を損なうといふ側面があることは否定出来ません。判決作成の過程においてそれがもちろんひとつの共同の作業ではありませんが、他面各裁判官が最初は独立して構想を練るといふ慎重な手続がもたらす結果であります。先にも申しましたが、一五名の裁判所は心身を擦り減らした各事件の徹底的研究に当たります。私自身の経験では大学教授時代の論文執筆以上のリサーチを必要としてきました。しかし、こうした過程においておよそ法律上考えられる争点はすべて掘り出され検討されると言って差し支えありません。

しかし、その結果、容易に全員が一致した判決を得られないといふことで、出された判決の価値が低くなりはしないか。実は裁判長をつとめる国際司法裁判所所長の心理としては、出来るだけ全員一致に近い、そ

うして少数意見の少ない判決に持ってゆきたいということがあるようです。しかし、裁判官の独立と良心を考える場合、少数者の意見はやはり充分に尊重しなければなりません。このところの調和をどう考えるかは国内法学者のご意見を聞いて見たいものと思っております。ただ、日本の最高裁判所の場合、少数意見は存在しますが、その判決は国際司法裁判所の場合ほどの全員の等質の参加が確保されているわけではないのはなからうかという気がいたします。いわば、担当裁判官が判決を書き、それにいくらか異議がある他の裁判官が少数意見を書くということではないのか、この点の違いについても国内法学者のご教示を得たいと思っております。

IV

こうした国際司法裁判所の活況は、国際社会における各国の裁判所の効用に対する再認識があります。これまで一般の常識では、法の尊重という意識とは掛け離れていると見られ兼ねないリビヤが一度はチュニ

ジアと次にはマルタと合意でそれぞれの大陸棚境界を決定しようとしたことは注目されることです。また、共産政権オルテガの下のニカラグアがアメリカを訴え、この事件はニカラグア勝訴、アメリカ敗訴で解決されましたが、現在、イランがイラン航空機撃墜事件でアメリカを訴えていますし、また、リビヤとチャドの合意提訴、湾岸のバハレンとカタールの大陸棚境界、あるいはまたギニアビサオとセネガルの大大陸棚境界など実は意外と思われる国々が国際司法裁判所に対する信頼を寄せて、紛争の解決をこれに頼ろうとしているのです。

もっとも、最近の多くの事件が境界画定をめぐる問題であること、しかも、そのまたかなりのものが海の境界、排他的経済水域あるいは大陸棚の境界画定であることはいろいろな意味を含んでいるかと思えます。

国際裁判は主権国家の合意の上になり立ちます。基本的には国際司法裁判所の管轄は当事国が裁判所に付託する事件であります。しかし、国際司法裁判所四六年の歴史で合意で付託された事件は——小法廷の事件

を除いては——七件を数えるだけです。このうち五件までが海あるいは陸の境界紛争であったことも注目を引きますが、実は一九八〇年代の入ったからの三件はすべて海あるいは陸の境界紛争をめぐってリビヤが合意提訴の当事国であったことがさらに大変興味を引きます。

先にも申しましたが、国際司法裁判所の訴訟事件では当事国にとって準備書面の作成、弁護団の構成など膨大な時間と費用を要することです。これがとりわけ開発途上国の裁判付託へのインセンチヴを阻害してきたことは否めません。この点について一九八九年国連総会が事務総長の発案に基づいて開発途上の貧しい国々を援助する信託基金の設立を決定したことが注目されなければなりません。その目的は、合意によって付託される紛争について、またそうした判決の執行に關し必要な財政援助を与えようとするものです。国内という国選弁護人の制度に似ていなくはありません。そうして、現在係属中のリビヤ／チャドの事件でチャドが初めてこの制度の恩恵に浴することになると見ら

れています。

しかし、国際司法裁判所の訴訟事件の多くは一方の当事国による一方的な提訴で始まります。国際社会の原則によって、相手方がこれに応ずる用意がなければなりません。ここで、諸君は国際司法裁判所の任意条項あるいは選択条項の受諾という制度を充分ご存じだと思えます。法律的紛争についての裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において当然に且つ特別の合意なしに義務的であると認めることを宣言するものです。この宣言をした国の間では一方の提訴で他方の応訴の義務を生じます。いわば、国内の裁判のような関係です。日本は国際司法裁判所の当事国となって数年後の一九五八年にはこの宣言をしました。しかし、一九九一年七月末現在では国際加盟国一五九は当然に国際司法裁判所の規程当事国ですが、それ以外にナウル、サンマリノ、スイスをあわせて一六二が規程当事国です。この一六二カ国のうちこの宣言をしている国は五三カ国に過ぎません。それに先立つ五年の間にアメリカとイスラエルがそれまでの宣言を

撤回し、他方、スリナム、サイプラス、ザイール、ギニアビサオ、ナウルの開発途上国、さらにポーランドとスペインが新たに宣言をしました。現在、常任安全保障理事国の内でこの宣言をしているのはイギリスだけで、アメリカもフランスも旧ソ連も中国もこのなかには入っていないことは注目されるでしょう。

もっとも、この義務的管轄受諾の国の数だけ問題にするのは必ずしも適当ではありません。受諾宣言には留保が付されていることが少なくはありません。たとえば、国家利益に関係のあるものを留保しますと実際には重要な事件は裁判の対象にならなくなります。そうして、これまでも多くの一方的提訴において、相手方が先決的抗弁を出しますのも、こうした義務的管轄の受諾につけられた留保の解釈によるものが少なくありませんでした。

さらに、国際司法裁判所付託を規定している個別の条約があります。たとえば、日本との平和条約、日米友好通商航海条約などがそうですし、また、南極条約や条約法条約などの多数国条約もあります。これによ

って付託された事件もこれまで少ないわけではありませんが、しかし、このような付託義務を規定している条約は多かつたわけではありません。しかし、最近はそのたとえば、一九八九年の二四カ国の元首によるハーグ環境宣言のように環境問題について新たな国際機関の発足とその条約義務を国際司法裁判所の統制下に置こうとする動きもあります。また、これらの条約における裁判付託義務の各国の受諾にはいろいろな留保が付されて、その効果が減殺されていることが少なくはありませんでした。しかし、一九八七年以来ソ連がいろいろな特定項目、たとえば女性の差別撤廃、人種差別撤廃、女性の権利保障、拷問の違法化などを挙げてその留保を撤回するようにアメリカに呼びかけ、また、アメリカもこれに応ずるような姿勢を見せてきました。

しかし、総体的に見れば、国際社会において国内社会のような裁判の義務化は未だ道遠しの現状であることは認めざるを得ません。

V

国際司法裁判所には国家間の争訟事件の解決の任務の他に、もうひとつ、重要な機能があります。これが勧告的意見です。アメリカの裁判所でいう宣言的判決というのに近いかも知れません。国連総会あるいは安全保障理事会の要請するいかなる法律問題についても応えるものです。また、国連のその他の機関、たとえば、経済社会理事会などや、また、国連専門機関もその活動の範囲内において生ずる法律問題について国際司法裁判所の勧告的意見をもとめることが出来ます。

一九四六年の国際司法裁判所発足以来二一件の勧告的意見が出されました。そのうち、国連機構内のむしろ純粹の手続、技術的な問題もありましたが、重要な政治的なインプリケーションを持つものも少なくはありません。

最近の例を申しましょう。アメリカは一九八七年に反テロリズム法を制定してP.L.O. (パレスチナ民族解放機構) の事務所や施設の締め出しをはかりましたが、

国連総会および事務総長は反テロリズム法のP.L.Oの国連オブザーヴァー代表部への適用はアメリカが当事国である国連本部協定に違反するとして、この協定に規定する仲裁裁判を提案しましたが、アメリカはこれを拒否、一九八八年の国際司法裁判所の勧告的意見はアメリカにはこの仲裁裁判義務があるとしました。

また、一九八九年に経済社会理事会は、その下部機関である人権委員会の一小委員会に委員として選出されていたルーマニア人の自国出国を拒否するルーマニア政府の処置が国連特権免除条約に違反するものとして国際司法裁判所の勧告的意見をもとめました。一九九〇年一月二十五日の勧告的意見は国連特権免除条約の適用可能性を是認したのですが、旬日にしてルーマニア政府が崩壊したため、私には思い出多い事件でもありました。

これら最近の二つの勧告的意見の事件は、本質的には国家間の訴訟事件でもあり得る問題ですが、勧告的意見という形をとったものとしてきわめて注目すべきものでした。しかし現在係属中の勧告的意見の事件は

ありません。

VI

このようにして、各国は国際司法裁判所の役割を再評価する方向に動いています。とりわけ見落としてならないのは、一九九〇年からの「国際法の国連一〇年」の発足です。

これより先、一九八九年六月にハーグに会した非同盟諸国の外相会議は「国際問題における平和と法の支配の宣言」を採択しました。平和の維持における国際法の優位と正義の促進を強調し、一九九〇年から一九九九年までを国際法の一〇年と名付け、一九九九年に第三次平和会議を開くことを国連総会に呼びかけました。一九九九年という今世紀最後の年は一八九九年にこのハーグで第一回平和会議が開催されたから一〇〇年目になります。前世紀最後の年に開かれたこのハーグ平和会議は、歴史上世界最初の平和会議でした。日本を含めた当時二六カ国が参加したこの会議は国際紛争平和的処理条約によって常設仲裁裁判所などの制度

を生み出し、また毒ガスの禁止、捕虜の適正な待遇など多くの戦時国際法規の条約化に成功した画期的な会議でした。この会議のあとを受けて、カーネギーの寄付で現在国際司法裁判所が位置する平和宮も建築されたのです。その八年後の一九〇七年には第二次平和会議が四二カ国の代表を集めて同じくハーグで開かれました。国際紛争の平和的処理などの面で第一次会議を補完するものでした。一八九九年以来一〇〇年目の第三次平和会議は、国際法の強化と国際司法裁判所付託を含む国際紛争の解決の平和的方法を促進し強化する適当な条約などの採択を図ろうという目的で、非同諸盟を代表する形で、ジンバブエが一八九九年七月、この年の国連総会の議題に「国際法の国連一〇年」を掲げることをもとめました。実に七二カ国の共同提案に基づいて、総会は一八九九年一月に決議を採択しました。この国際法の国連一〇年の目的は国際法の原則の受諾と尊重を促進し、国際司法裁判所への付託とその尊重を含む、国家間の紛争の平和的解決のための方法手段を促進し、国際法の漸進的発達とその法典化を

奨励し、国際法の教育、研究、普及及び幅広い理解を奨励することにあります。

ここ数年における国際司法裁判所の再評価はこうした国連の動きと無縁なものではありません。そうしてこれに付け加えて申すべきことは、ここ数年の国連事務総長、デクエヤルのイニシアチヴによる国際司法裁判所のより一層の利用への訴えであります。とくに国連事務総長は一九九〇年九月の年次報告において、国際問題における法の支配は国際司法裁判所に法的性質の紛争の裁判をもとめることだけではなく、紛争の法的側面についての勧告的意見をより多くもとめることによって促進されるべきであると述べ、現在の国連憲章において総会と安全保障理事会に限られている勧告的意見申請の権限を事務総長にも与えることによって国際危機の平和的解決へ大きな貢献をすることを訴えています。一九九一年の年次報告でもこれが繰り返されています。

VII

それが訴訟事件であれ、勧告的意見であれ国際司法裁判所が適用するのは国際法です。そうして、この国際法形成についての最近の進歩は著しいものがあります。もちろん、国際司法裁判所自身の判例の集積は改めて言うまでもないと思います。過去四五年裁判所の公的判例集は小さな活字で組んで一メートル半になりますし、裁判資料は五メートルにもなりません。

しかし、そうした判例国際法とならんで、国際立法あるいは国際法の法典化の成果を無視することは出来ません。国際法の法典化ということは、すでに一九三〇年、国際連盟においても試みられたことがあります。当時としては大変大規模な試みであり、周到な準備のもとで国籍、領海、国家責任の三の分野において多くの成果をあげました。しかし、その後は迫ってくる第二次大戦の前にその試みは断絶しました。

国連はすでにその初期から国際法委員会を設置し、この分野における大きな役割を果たして来ました。現

在は国籍の異なる三四名の委員からなり、初夏のころ三ヶ月近くを費やして選択したテーマについての討議を行っています。そうしてその作成した草案にもとづいて国連主催の外交会議が開かれ、一般国際法を規定する多くの多数国条約が作成されました。顕著なのは一九五八年のジュネーヴ海洋法四条約、一九六一年のウィーン外交関係条約、一九六三年のウィーン領事関係条約、一九六九年のウィーン条約法条約、一九七五年の国際機関代表部条約、一九七八年の条約に関する国家承継条約、一九八三年の国家財産などに関する国家承継条約、一九八六年の国家・国際機関の間の条約法条約その他が挙げられます。勿論これらはあくまで条約であって、真に普遍的な一般国際法になったわけではありません。しかし、それらが慣習国際法に与えるインパクトは想像以上のものがあります。また国際法委員会は国家の権利義務、人類の平和と安全、その他いくつかの分野においていわば行動基準に向けての草案作りをしてきました。

また、国連総会第六委員会の貢献も見逃すことは出

来ません。国連全加盟国の法律家たちである各国代表を集めたこの国連総会の下部委員会も毎年の総会会期中に国際法問題についての多くの審議を重ねてきました。さらにまた、もっとも注目を引いたものとして国連自らの主導のもとに一〇年余りの歳月をかけて一九八二年に作成した全文三二〇カ条にのぼる国連海洋法条約が挙げられましょう。また、最近では環境問題について、あるいは人権の分野においての国際法の体系化にも注目すべきものがあります。

もっとも、こうした多数国条約がそれ自体が一般国際法であると断定することは出来ません。しかし、それに一步近づいたものであることは疑いありませんし、国際裁判所が適用すべき国際法のルールの判断に十分の根拠を与えていると見ることができます。こうした国際法の立法化、法典化の顕著な動きによって、また、さきに述べました国際司法裁判所自体の判件集積によって、国際司法裁判所の仕事は一層権威をもつようになっています。

VIII

ここで、最近見られる国際裁判多元化の傾向についていくらか考えて見たいと思います。国際仲裁裁判というのは、むしろ現在の国際司法裁判所、その前身である国際連盟時代の常設国際司法裁判所よりは歴史の古いものです。それは本質的には紛争当事国が選ぶ裁判官によって裁判を行う、そうして「法の尊重を基礎として」行う裁判です。紛争当事国がそれを望むならば、地域的にあるいは事項的に特殊性のある紛争についてはそれが望ましいとされることも多いと思います。むしろ国際司法裁判所の一般性、普遍性に対する個別性、そうしてまた、国際司法裁判所における法の適用に対する一層柔軟な衡平をさえ考慮に入れるメリットが今日までその価値をもち続けました。事実、こうした国際仲裁裁判は今日でもしばしば行われています。国際仲裁裁判は今後もその存在意義をもち続けるでしょう。しかし、これは国際司法裁判所と並列関係にあるわけではありません。国際司法裁判所が一九九一年

一月に判決を下したのはギニアビサオとセネガルの紛争に対する仲裁裁定の存在、不存在およびその無効を問題にしたものです。

地域的な国際裁判所もあります。ひとつにはEC裁判所として知られるヨーロッパ司法裁判所がルクセンブルグにあります。これは一九五七年のヨーロッパ経済共同体(EEC)を設立する条約(ローマ条約)によって設立され、この条約の解釈および適用において法規の順守を確保することを目的としたもので、主としてEC法を適用するものであります。会社、個人も当事者になりうるもので、性格的にも異なりますが、国家間の紛争も扱います。ECに特殊な紛争の処理にこの特定の裁判所がより適切であることは争えないと思います。また、南アメリカにはアンデス司法裁判所というのがあります。

特殊な事項を扱う国際裁判所として人権に関する裁判所があります。ヨーロッパ人権裁判所は一九五〇年のヨーロッパ人権条約によってストラズブルにおかれています。この条約の解釈および適用に関する事件

を管轄しますが、この地域における個々の個人の人權侵害にまつわる問題について、国またはヨーロッパ人権委員会からの提訴を受け付け、国家に拘束力のある判決を下しています。また一九六九年のアメリカ人権条約によってコスタリカに設置されているアメリカ人権裁判所があります。人權の問題が国際法の対象になったのは古いことではありません。それだけにこれらの条約に規定している権利・義務を確保するこれらの特殊な裁判所は意味をもちうるものでしょう。

しかし、最近大きな問題を投げかけている国際海洋法裁判所の設置は多くの問題をはらみます。一九八二年の国連海洋法条約は海洋法のあらゆる問題を最終的に判断する国際海洋法裁判所の設置を規定し、この条約が発効した時にはハンブルグにおかれることが予定されています。この裁判所のことに深く立ち入ることは時間が許しませんが、私は当初からこの設立に疑問をもってきました。これがたとえば深海海底の開発のための国際機構が与える利権などをめぐる紛争について管轄をもつのは好ましい。しかし、海洋法一般に広

い管轄をもつことになりますと、国際司法裁判所との競合が避けられません。このもっとも伝統的な国際法の分野における紛争に対する権限を国連の主要な司法機関である国際司法裁判所から奪うことが望ましいもののだとは思っておりません。

IX

私がとくに強調したいことは、国際司法裁判所は国連憲章が規定するように、国連の主要な司法機関です。世間にはしばしば国際司法裁判所に対するおそらくは善意から来る誤解があります。国連の六の主要機関のひとつでありながら、国連の活動の中心のニューヨークからひとりはなれたオランダのハーグに位置することからも来ると思われますが、国際社会の動的な動き、政治的な流れと離れた、単に静的な非政治的な紛争のみを解決する超越的な機関であると思われがちなことです。それにはまた国連憲章の二三条の誤解から来ます。ここで国連憲章は紛争解決の方法を並列的に記し、そのひとつとして司法的解決が挙げられているに

過ぎません。そうして安全保障理事会における紛争の平和的解決が別個に挙げられています。いわば安全保障理事会に懸けられている紛争は国際的摩擦に導き、または紛争を発生させるおそれの事態とは本質的に異なった、いわば静的な純粹に法律的な紛争のみが国際司法裁判所に付託されるかのような錯覚を与えております。

しかし、紛争そのものには政治的紛争と法律的紛争の違いはありません。紛争にはもちろん法律的側面の強いものとそうでないものがあります。しかし、いかなる紛争もそれが政治的な側面をもつという理由で国際司法裁判所には馴染まないものと思われてはなりません。先に触れたテヘランの人質事件、ニカラグアのコントラ内戦の事件、そうしてまた、現在係属中のイラン航空機撃墜事件などいずれも政治的側面も強いものです。これはまた戦争にも発展しかねない紛争です。しかし、国際司法裁判所に付託されたことによって、国際法の適用によって解決されました。もちろん国際司法裁判所の判決の執行力の問題は考えられなければ

なりません。前の事件におけるイランの不履行、後の事件におけるアメリカの不履行の例など、国際社会の未熟を示すものに他なりません。そうした限定があるにせよ、このいずれもがそれ以上の平和を脅かすような展開になることを差し止められました。国際司法裁判所は国連総会そうして安全保障理事会と共に紛争の解決に当たり得るものなのです。

さらにデクエアル事務総長の言うように、勧告的意見の再認識に注目しなければなりません。これも先に申しましたように、国際司法裁判所が一九八八年のPLO国連代表部事務所の問題について国連本部協定についての判断を示し、一九八九年にルーマニアにおける人権の問題について国際機関の特権免除条約の解釈を示したことは、もっとも政治的な紛争と思われるも

のに国際司法裁判所が勧告的意見によってひとつの指針を示したものと注目されるものであります。あの一九九一年の湾岸の戦争でも、訴訟事件としてではなくても、勧告的意見ののってイラクのクエート侵攻に対する国際法の解釈を国際司法裁判所が下すことによって、戦争の危機は避けられ得たものと思えます。

× × ×

いささか手前味噌の国際司法裁判所の宣伝のようになりました。しかし、国際社会における法の支配、そうしてこの国連社会における最高司法機関としての国際司法裁判所の活動と今後への期待は再認識されてよい問題だと思ふことを述べて、この講演を終わります。

(東北大学名誉教授)

(国際司法裁判所副所長)